

令和8年度事業

こうち男性育休推進企業奨励金について

中小企業、個人事業主の皆さまへ！

男性育休の取得促進に向けて、生産性向上と働き方改革に取り組む県内中小企業等を支援します。

奨励金
最大 **300** 万円

チャレンジコースは、男性がいない会社や、育休の取得実績がない会社でも申請可能!!

この事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

募集区分	男性育休チャレンジコース	男性育休取得促進コース
対象事業者	常時雇用する従業員数が 1人以上 ※ ¹ 300人以下の法人又は個人事業主※ ² ※ ¹ 要件緩和しました	
交付要件	①こうち男性育休推進企業への登録・更新 ②実践交流会※ ³ へ参加していること ③生産性向上と働き方改革につながる取組※ ⁴ の実践	①こうち男性育休推進企業への登録・更新 ②令和8年2月1日以降にのべ29日以上 の男性育休取得者がいること ③生産性向上と働き方改革につながる取組※ ⁴ の実践
奨励金額	30万円 (先着500社)	100万円 加算となる取組の追加 1項目あたり50万円加算 (最大4項目) により 最大300万円

【男性育休チャレンジコースと男性育休取得促進コースの併用はできません。】

※² 高知県内に本社又は事業所を有する事業者

※³ 裏面の「実践交流会とは」をご覧ください。

※⁴ 裏面の「生産性向上と働き方改革につながる取組の実践例」をご覧ください。

公募
期間

令和8年**4月20日**
～令和9年**2月19日**

※上記に関わらず、予算の執行状況により受付を終了させていただく場合がございます。

詳しくはホームページにアクセス！

問い合わせ先

こうち男性育休推進企業奨励金事務局

☎0120-199-128 ✉d199@kochi-ken.com

こんな方にお勧めです！

- 人手不足で業務が回らない
- 売上を伸ばしたいが改善する余裕がない
- 特定の社員しかできない業務がある
- 人材が定着する働きやすい職場をつくりたい

詳細はこちらから▶

最新情報を随時更新



実践交流会とは

男性育休を推進し、生産性向上と働き方改革に取り組む企業等が集まり、**成功事例だけでなく、悩みや試行錯誤の事例も共有する実践型の異業種交流の場**です。

県が令和8年度から新たに実施するもので、参加費用は**無料**です。

県内で**全13回の開催**を予定しています。**（9月以降残5回開催予定）**



- 他社の具体的な取組事例（現場のリアルな課題、工夫、解決策など）が聞ける
- 同じ課題に向き合う企業同士のネットワークができる
- 自社の取組を整理し、次の一步が見える
- 具体的なスキルを学ぶことで、男性従業員の家事や育児への参画が期待できる

生産性向上と働き方改革につながる取組の実践例

コース	取組例
① 業務標準化	【業務マニュアルの整備等により、属人化解消及び円滑な業務引継を図る取組】 ・業務手順やフローを誰でも対応できるようマニュアル化 ・業務管理ツールを導入、進捗管理や情報共有をデジタル化 ・業務プロセスやフローチャートにまとめて可視化 など
② チームでの業務引継体制整備	【業務分担・共有体制の構築等により、業務継続を図る取組】 ・複数人で業務を担当するローテーション体制を構築 ・ペアワークやマルチ担当制の導入 ・家庭との両立支援に向けた引継ぎシートを作成 など
③ 業務プロセスの見直し	【業務の簡素化、効率化又は見直しにより、生産性向上及び負担軽減を図る取組】 ・定型業務の自動化ツール導入 ・重複する業務や非効率な作業の削減など業務フロー見直し ・権限や手続きの明確化、権限移譲や承認フロー見直し など
④ 代替要員の確保	【育児休業取得者の業務を補完する人員配置により、業務の円滑化を図る取組】 ・柔軟なシフト勤務を設定 ・派遣・有期雇用、人材バンクによる代替要員の確保 ・業務委託による一部業務の代替 ・社内人材のクロストレーニング など
⑤ 応援手当支給等 （職場環境整備を含む）	【業務を代替した従業員に対する手当支給等により、職場環境の整備を図る取組】 ・男性育休中の業務を代替した従業員に手当を支給 ・管理職向けマネジメント研修の実施 など

こうち男性育休推進企業の登録について



R8. 8月末時点で
1,754社にご登録を
いただいています！

奨励金の申請には、**こうち男性育休推進企業**への登録又は更新（令和7年度実績の登録）※が必要です。登録後、特設サイトへの情報掲載までに1週間程度かかりますので、奨励金の申請をご検討の方は、お早めに登録（更新）手続きをお願いします。
※令和8年4月19日までに登録いただいた事業者につきましては、更新をお願いします。

●登録要件

- 男性の育児休業について、次の3項目を公表可能な企業等
- ① 直近3か年の事業年度における配偶者が出産した従業員数
 - ② ①のうち育休を取得した従業員数
 - ③ 平均育休取得日数
- （男性育休の対象者や取得者がいない企業等も登録可能）**

●登録方法

右記の二次元コード又は以下の登録申請フォームからご入力ください。

https://www.pref.kochi.lg.jp/form/080901/dansei_ikukyu/



登録・更新はこちら



高知県知事
濱田省司